

No	該当文書及び項目番号	質問	回答
1	1(4)	「新庁舎建設用地が整形となるよう、引き続き取得に向けた取り組みを進めること」などありますが、この未取得の隣地に対して当該敷地の隣地斜線を考慮する必要はあるでしょうか？	隣地斜線制限など建築基準法等の関連法令に基づき対応するとともに、隣地などへの配慮を行うこととしています。
2	1(5) 応募資格等	市庁舎整備に関する先行業務の受託者の、本プロポーザルへの参加は可能でしょうか。	府中市庁舎建設基本構想、府中市庁舎整備比較検討結果や府中市庁舎建設基本計画などの策定に係る委託業務を受託した業者も参加可能としています。
3	1(5) 応募資格等	8000m ² 以上の新築による公共建築物の実績として独立以前の勤務先での物件を含めてもいいのでしょうか。その際、契約書には意匠主任担当者名として記載がなくても、雑誌その他資料によって設計担当をしていたと説明できれば応募は可能でしょうか。	実績については、申請書に記載された内容に基づき、市が相当と認めることができる場合には応募資格を有する者として取り扱うこととします。なお、契約書の写し、雑誌等で応募要件が確認できる部分の写し、独立以前の勤務先等での実績を証明できるもの(自由書式)等がある場合は、様式5-3の添付書類として提出して下さい。
4	1(5) 応募資格等	応募者、応募者等(応募者及び所属事務所)が定義されています。様式3-1(申込書・誓約書)、様式5-1(書類提出届)では所属事務所の名前で行うこととなっている一方、様式5-3では応募者は要項1(5)ウで定義される総括責任者となっています。プロポーザルでは、設計者として応募者(個人)を特定するが、プロポーザル参加に関する責任は、応募者等(所属事務所)が負うと解してよいのでしょうか。(応募者と応募者等との関係について説明をお願いします。)	応募者について、設計者として応募者(個人)を特定するが、参加に関する責任は、応募者等(所属事務所)が負うと解してよいのかというご質問ですが、お見込みのとおり、設計者として応募者(個人)を特定しますが、プロポーザル参加に関する責任は、応募者等(所属事務所)が負うものとなります。
5	1(5) 応募資格等 ウ	建築設計の責任者としての実績には、設計業務が完了し現在工事中の物件を含めることは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
6	1(5) 応募資格等 ウ	述べ床面積8000m ² 以上の...実績を有する者とありますが、提出期限平成27年5月19日時点で設計完了されている業務と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
7	1(5) 応募資格等 ウ	応募資格のうち、8,000m ² 以上の公共施設の実績には、「基本設計・実施設計を完了し、現在施行中のもの」も含まれると考えてよろしいでしょうか。?	そのとおりです。
8	1(5) 応募資格等 ウ	実績は、設計が完了した新築公共建築物と考えて宜しいでしょうか。また、意匠主任技術者等の資格要件についても、総括責任者の資格要件と同様と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
9	1(5) 応募資格等 ウ	学校法人大学や医療法人病院は、応募資格の「公共建築物」に該当すると考えますがよろしいでしょうか。ご教示下さい。	本プロポーザルにおいて、公共建築物については、「国・地方公共団体が整備する公共的建築物及び国又は地方公共団体以外の者が整備する公共的建築物で、学校、病院、老人ホーム等の社会福祉施設、図書館等の社会教育施設で、市が相当と認められるもの」とします。
10	1(5) 応募資格等 ウ	応募資格について、延床面積8,000m ² 以上の新築による公共建築物の実績について、基本設計又は実施設計の実績が必要と考えてよろしいでしょうか。「基本実施設計を共に進めている場合」、「基本のみ」、「実施のみ」、それぞれによって評価点数の違いがあれば公表していただけますでしょうか。	基本及び実施設計を共に進めている実績が必要となります。「基本設計のみ」及び「実施設計のみ」の場合は不可とします。
11	1(5) 応募資格等 ウ	主な受賞履歴は様式5-3の の作品についてのみでしょうか。の作品以外の受賞履歴の記入は可能でしょうか。	可能です
12	1(5) 応募資格等 エ	設計チームの取組体制で総括責任者が意匠担当責任者を兼ねることは可能でしょうか。また各担当責任者の重複は認められますでしょうか。	専門に配置することが望ましい。
13	1(5) 応募資格等 エ	建替計画の立案、実施に係る経験に関するものとありますが総括責任者、意匠担当の兼務としてよろしいでしょうか。	専門に配置することが望ましい。
14	1(5) 応募資格等 エ	建替・解体計画及び仮庁舎の計画を行うにあたり、庁舎の機能継続上、最低限必要な床面積を教えてください。	建替計画の計画内容により、最低限必要な床面積は異なり、一概に提示することは困難です。募集要項5(1)カ(ア)のとおり合理的な建替えの考え方についての提案を求めています。仮設庁舎を使用する建替え手法、若しくは、仮設庁舎を使用しない建替え手法について比較検討し、工事中の庁舎機能を含め、最良と思われる合理的な建替えの考え方を提案してください。
15	1(5) 応募資格等 エ	既存施設の機能を継続しながら、同敷地内で建設と解体とありますが、現庁舎の機能を使う土地に仮移設せずに、同敷地内のみで現機能をすべて継続しつつの建て替えになるのでしょうか。	募集要項5(1)カ(ア)のとおり、仮設庁舎を使用、若しくは、仮設庁舎を使用しない建替え手法など、現在地での合理的な建替えの考え方について提案してください。
16	1(5) 応募資格等 オ	(5) 応募資格等のオに記載されている指名競争参加資格は本業務契約時までにとありますが、この資格取得は本プロポーザルの結果がでてからとるものと考えて宜しいのでしょうか。	指名競争参加資格については、様式6の4のア～ウの法人としての証明等を添付すること若しくは東京都電子自治体共同運営サービスにおける入札参加資格申請後、登録が済んでいることの2通りの方法で得ることが出来ます。東京都電子自治体共同運営サービス問い合わせ先(コールセンター0570-05-1090、つながりにくい場合は03-5319-2825) https://www.e-tokyo.lg.jp/choutatu_ppij/cmn/tmg/cmn/jsp/indexQ.jsp
17	1(5) 応募資格等 ケ(ア)	ケ(ア)「応募者及び応募者等が建設会社と資本において関連がある場合は応募できません」とありますが、建設会社と資本において関連がある会社を協力事務所とすることは可能でしょうか。	不可とします。
18	1(5) 応募資格等 ケ(イ)	応募者は連名で応募できない(要項1(5)ケ(イ))とされていますが、要項1(5)ケ(ウ)でJVを組むことができるとされています。また、2次審査の提出書類として共同企業体協定書(副本)が求められています。上記質問と同様に、プロポーザルでの特定は応募者(個人)に対して行うが、JVを組んだ場合の契約当事者はJV(共同企業体)になると解してよろしいでしょうか。	共同体での参加が、参加申込書(様式3-1)提出期限までに決定している場合は、共同体名及び共同体代表者名を記載してください。また、参加申込書提出時には単独で提出し、その後共同体での参加を行う場合は、参加申込書の総括責任者(候補)がその後において変更しない場合に限り、共同体での参加を認めることとします。なお、共同体協定書(副本)の提出を求める時期が2次審査書類提出時となっていますが、これはあくまでも書類確認を行う時期がこの時期であるもので、それまでの間に共同体を組めばよいことを意味するものではありません。一次審査書類提出届などについては、共同体として提出してください。(参加申込書提出時に、共同体として提出することを原則としますが、総括責任者(候補)の変更がない場合に限り、許容するものです)
19	1(5) 応募資格等 ケ(エ) 6(1) 提出書類等 イ	本プロポーザルの参加に当たっては、共同体での参加を検討しております。共同体協定書(副本)の提出日時は、7月21日(火)の二次審査書類提出時と募集要項によりご指示いただいておりますが、それ以前に共同体を組成することが確定している場合、参加申込書(様式3-1)並びに一次審査書類様式5-1の記載は、共同体名及び共同体代表者名を記載することで宜しいでしょうか。	No18を参照して下さい。
20	1(6) 審査の公開	審査について、審査基準(各評価項目に基づく判断基準と配点等)を公表していただけますでしょうか。	参加申込書等については、総括責任者(候補)の実績が、応募資格を満たしているか、対象業務内容について確認します。1次審査及び2次審査については、評価基準に基づく審査及び意見交換を踏まえ、総合的な評価を行います。
21	3 参加申込書等(1) 提出書類 ア	参加申込書等とありますが、持参の場合様式3-1のみと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No	該当文書及び項目番号	質問	回答
22	3 参加申込書等 (1) 提出書類 ア(様式3-1)	応募資格対象業務とは、「募集要項P3(5)応募資格等」に記載のある延床面積8,000㎡以上の新築による公共建築物の実績」を満たす実績のうちの一つを記載すると考えて宜しいでしょうか	そのとおりです。
23	3 参加申込書等 (1) 提出書類 ア(様式3-1)	提出に際し、 一級建築士の資格を有する証明 一級建築士事務所登録をしていることを示す資料 建築設計の責任者として延床面積8000㎡以上の新築による公共建築物の実績を示す資料(様式3-1 応募資格対象業務に関しまして) 競争入札参加資格審査受付票の写しの添付の要、不要	参加申込書提出の際は、～の証明書類の添付は不要です。なお、の府中市競争入札参加資格の確認については、2次審査時の提出書類(様式6)において、資格の有無について記載する必要がありますが、添付を求めるものではありません。また、～の証明などについては、No3を参照して下さい。
24	3 参加申込書等 (4) 評価基準	参加申込書の書類選考においては、記載する応募資格対象業務が募集要項1(5)を満たすこのみを確認することと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
25	3 参加申込書等 (4) 評価基準	3 参加申込書等(4) 評価基準の評価とは参加申込書の応募資格対象業務のみを確認し、問題のない参加者に依頼書を出すと考えてよろしいでしょうか?または書類選考では「技術や運営等」について応募資格等を確認するとなっているので、様式3-1に表記した会社名と資格対象業務から別途判断の上、資格があっても依頼書を出さないことがあるのでしょうか?	参加申込書に記載いただいた内容を、本市の指名委員会において審議します。 募集要項及び本質疑で示した内容に合致していることが確認できた応募者等に提案書提出依頼を送付します。
26	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	応募者の作品概要について、会社の代表作と考えてよろしいでしょうか。総括責任者(候補者)が担当した作品でなくてもよろしいでしょうか。	総括責任者(候補者)が担当した作品としてください。
27	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	担当者名は、本案件と担当者が異なる場合、配点など評価が異なるのでしょうか。	総括責任者(候補者)が担当した作品としてください。
28	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	作品に関する評価は、規模の大きなもの、市庁舎であること、若しくは近年年度の作品であることのうち、より高得点と評価される項目など評価の優劣がございましたら教えて頂けませんか。	審査については、評価基準に基づく審査及び意見交換を踏まえ、総合的な評価を行います。
29	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	(様式5-3)の2作品と同作品と考えてよろしいでしょうか、異なる作品を提示する場合、(様式5-3)も含め、最大3作品提示させて頂けるということよろしいでしょうか。	参加申込書(様式3-1)に記載した応募資格対象業務は、様式5-2及び様式5-3には必ず含むようにしてください。 上記を満たせば、必ずしも様式5-2と様式5-3の記載作品が完全に一致する必要はありません。 このため、異なる作品を提示する場合は、(様式5-3)も含め、最大3作品の提示が可能です
30	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	様式5-2は、実績1点につき1枚作成すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。各作品について、2ページ(A4表裏)の範囲内で表現してください。なお、余白などの設定は任意とします。
31	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	2作品について提示する場合、各作品について1ページと考えてよろしいでしょうか。	No30を参照して下さい。
32	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	設計年月日は設計完了日と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
33	5 1次審査 (1) 提出書類 イ応募者の作品概要(様式5-2)	契約書の写しは必要でしょうか。	契約書の写し、雑誌等で応募要件が確認できる部分の写し、独立以前の勤務先等での実績を証明できるもの(自由書式)等がある場合は、様式5-2の添付書類として提出して下さい。
34	5 1次審査 (1) 提出書類 ウ応募者の略歴(様式5-3)	主な受賞履歴について、と異なる作品であってもよろしいでしょうか。延床面積8,000㎡以上の公共施設でなくてもよろしいということでしょうか。	と異なる作品でも差し支えありません
35	5 1次審査 (1) 提出書類 ウ応募者の略歴(様式5-3)	作品に関する評価は、規模の大きなもの、市庁舎であること、若しくは近年年度の作品であることのうち、より高得点と評価される項目など評価の優劣がございましたら教えて頂けませんか。	審査については、評価基準に基づく審査及び意見交換を踏まえ、総合的な評価を行います。
36	5 1次審査 (1) 提出書類 エ(様式5-4)	各担当者の主要実績に関する評価は、規模の大きなもの、市庁舎であること、若しくは近年年度の作品であることのうち、より高得点と評価される項目など評価の優劣がございましたら教えて頂けませんか。	審査については、評価基準に基づく審査及び意見交換を踏まえ、総合的な評価を行います。
37	5 1次審査 (1) 提出書類 エ(様式5-4)	JVを構成する場合の、様式5-4の「所属及び役職名」の欄に記載する所属及び役職名は、JV組成前の所属事務所と役職名を記載するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
38	5 1次審査 (1) 提出書類 エ(様式5-4)	主要設計業務とは庁舎、類似設計業務とは庁舎以外の公共施設ということよろしいでしょうか。延床面積8,000㎡以上の公共施設と考えてよろしいでしょうか。	市では、主要設計業務を応募資格等に掲げる延床面積8,000㎡以上の公共建築物に係る業務と想定しています。類似設計業務については明確な定義を設けておりませんので、各応募者において適切と考えるものを記載してください。
39	5 1次審査 (1) 提出書類 エ 様式5-4 6 2次審査 (1) 提出書類等 ア	様式5-4表内には、「担当責任者」と記載があります。一方、様式6には、各担当分野の「主任技術者」と記載があります。二種類の記載は同じものと考え、担当責任者を正と考えて宜しいでしょうか。	募集要項に誤りがありました。 様式6の書式を修正し、掲載します。また、次のとおり修正しています。 [誤] 様式6 各担当分野「主任技術者」 [正] 様式6 各担当分野「担当責任者」
40	5 1次審査 (1) 提出書類 エ 様式5-4	担当責任者(=主任技術者)は一工種につき一人のみ記載すると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。 JVを組む場合など、担当責任者を複数記載したい場合は空欄箇所に追加して記載してください。基本的には、責任者1名を記載してください。
41	5 1次審査 (1) 提出書類 エ 様式5-4	様式5-4 記載上の注意に「1つの担当分野で、複数担当がいる場合には…」とありますが、担当責任者以外に、担当者を記載すると考えて宜しいでしょうか。	No40を参照してください
42	5 1次審査 (1) 提出書類 エ 様式5-4	チーム体制の記載にあたり、担当者欄の数が不足した場合、既定の書式に加えて、枠を追加して記載しても宜しいでしょうか。	適宜、追加してください。 なお、No40を参照してください。
43	5 1次審査 (1) 提出書類 カ	提案書(上記工を縮小したものと)ありますが、(上記を縮小したものと)と考えてよろしいでしょうか。	募集要項に誤りがありました。 次のとおり修正願います。 [誤] 5 (1) カ 提案書(上記工をA3に…) [正] 5 (1) カ 提案書(上記工をA3に…)
44	5 1次審査 (1) 提出書類 カ	カ 提案書(上記工をA3に縮小したものと)ありますが、「カ 提案書(A1サイズのパネル)」をA3に縮小したものと読み替えてよろしいでしょうか。	No43を参照して下さい。
45	5 1次審査 (1) 提出書類 カ	提案書(上記工をA3に縮小したもの)について、カ 提案書(上記工をA3に縮小したもの)と考えてよろしいでしょうか。	No43を参照して下さい。
46	5 1次審査 (1) 提出書類 カ	(1) 提出書類-カ提案書(上記工をA3に縮小したもの)×10部とありますが、(上記工をA3に縮小したもの)の間違いでよろしいでしょうか。	No43を参照して下さい。
47	5 1次審査 (1) 提出書類 カ	現在地での合理的な建替えの考え方について、府中市庁舎建設基本計画P.2に記載のあるように「現敷地を拡張し、全ての庁舎を建て替える」ことを前提とした提案と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 新庁舎の敷地については、参考図面1:新庁舎敷地図を参照してください。

No	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
48	5 1次審査 (1)提出書類 カ (ア)	「他公共施設との連携」とありますが、図書館・展示室機能移転後のふるさと府中歴史館は、どのように利用する予定ですか？	ふるさと府中歴史館は、第1次府中市公共施設マネジメント推進プランにおける検討の方向性として、「大規模改修を行った結果、当面は建物の使用が可能だが、老朽化の状況を踏まえ、処分を検討する。」としています。このため、新庁舎に移転するもの以外の扱いについては今後検討することとなります。
49	5 1次審査 (1)提出書類 カ (ア)	「他公共施設との連携」とありますが、府中駅南口再開発第一地区の公共施設のための具体的な機能を教えてください。	本市のホームページ https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyousei/kekaku/kyogikai/bunka/siminkatudo/houkou.files/houkousyou.pdf を参照してください。
50	5 1次審査 (1)提出書類 カ (ア)	「他公共施設との連携」とありますが、庁舎機能移転後の第二庁舎は、どのように利用する予定ですか？	第二庁舎は、第1次府中市公共施設マネジメント推進プランにおける検討の方向性として、「分散する庁舎機能が本庁舎に統合されることから、統合後の建物等については、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、様々な活用策を検討する。」としています。このため、利用については今後検討することとなります。
51	5 1次審査 (1)提出書類 カ (ア)	「合理的な建替」とありますが、第一期工事中と第二期工事中の必要駐車台数をそれぞれ教えていただけますか？	建替計画の内容により異なるため、一概に必要な台数を算定できないため、工事中における必要駐車台数を現時点で提示することは困難です。各応募者において建替計画の中で提案してください。また、現状の台数については参考図面3を参照してください。
52	5 1次審査 (1)提出書類 カ (ア)	「合理的な建替」とありますが、工事中の一時移転先として、仮設庁舎以外で、市内で活用できる施設はありますか？ある場合、場所・面積・規模を教えてください。	本プロポーザルにおいては、他施設の活用については検討しないこととします。
53	5 1次審査 (1)(イ)作成要領	提案書の表現については、模型写真やパースでの提示は可能と考えてよろしいでしょうか。	提案書の表現については、パースや模型の写真等の使用を可としています。
54	5 1次審査 (1)(イ)作成要領	提案書に同種実績を掲載する場合、応募者名等が特定できれば写真などの掲載は可能と考えてよろしいでしょうか。	応募者名等が特定されなければ可能です。
55	5 1次審査 (1)(イ)作成要領	提案書(A1サイズ)における縁枠などの紙面上の規制は無く、紙面全体を利用可能と考えてよろしいでしょうか。	紙面上の規制は設けておりませんが、提案書には市から通知する整理番号を記載していただく予定です。整理番号の記載方法については提案書の提出依頼の際にお知らせします。なお、現時点における予定としては、提案書の表面右下に、15mm×70mmの枠を設け、枠内に整理番号を記載していただくことを予定しています。
56	6 2次審査 (1)提出書類等 ア	会社概要及び添付書類(様式6-1)とありますが、(様式6-1)は(様式6)と読み替えてよろしいでしょうか。	募集要項に誤りがありました。 様式6の書式を修正し、掲載します。なお、次のとおり修正しています。 [誤]6(1)ア 2次審査参加届、会社概要及び添付書類(様式6-1) [正]6(1)ア 2次審査参加届、会社概要及び添付書類(様式6)
57	6 2次審査 (1)提出書類等 ア	要項に「ア 2次審査参加届、会社概要及び添付書類(様式6-1)」とありますが、上記「様式6-1」はホームページにて配布の「様式6」と理解してよろしいでしょうか。	No56を参照して下さい。
58	6 2次審査 (1)提出書類等 ア	様式6(様式6-1)の「6 技術者及び有資格者数」の表に記入する「人数」及び「のうち一級建築士」の人数についてはJV組成全体の人数を記載するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
59	6 2次審査 (1)提出書類等 ア	様式6の提出者は、JVを組んでいる場合、応募者の所属事務所でしょうか。JVの代表者としての応募者の所属事務所でしょうか。	JVの代表者としての応募者の所属事務所としてください。
60	6 2次審査 (1)提出書類等 ア	様式6でエンジニアリング、積算等の人数を記載することとなっていますが、JVの場合の記載は、JV構成員のトータルと考えてよいでしょうか。また、JVを構成しない協力事務所について技術者欄に記載することは可能でしょうか。	JVの場合については、No58を参照してください。また、協力事務所については、様式6の書式を修正し、掲載しますので、各担当欄の協力事務所の欄に記載して下さい。なお、担当欄の追加は適宜行って下さい。
61	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	会場の大きさ出入口位置・什器備品レイアウト(座席・スクリーン位置等)・照明の位置等のわかる資料をご教示ください。また、照明の操作を応募者で行うことは可能でしょうか。	会場の詳細等については、2次審査出席依頼書において、お知らせする予定です。なお、照明の操作については、応募者が行うことはできません。
62	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	ヒアリングはパソコン・プロジェクターを使用とありますが、不具合に備えて持ち込みもさせて頂いてもよろしいでしょうか。	持ち込み等については、2次審査出席依頼書において、お知らせする予定です。なお、パソコンは持ち込みしていただく予定です。
63	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションで利用するパソコン・プロジェクターは応募者各自で用意すると考えてよろしいでしょうか。	No62を参照して下さい。
64	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションにおいて、提案書の内容を再レイアウトしたものをパワーポイントで説明することは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能とする予定です。 なお、詳細は2次審査出席依頼書において、お知らせする予定です。
65	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	プレゼンテーションにおいて、動画の使用は不可と考えてよろしいでしょうか。	不可です
66	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	2次審査においては、動画など関連する補足資料を追加することは可能でしょうか。	不可です
67	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	2次審査における模型大きさに制限はありますか。	1,800mm×1,800mmの台に載せることが可能な大きさを想定しています。詳細については2次審査出席依頼書において、お知らせする予定です。
68	6 2次審査 (5)プレゼンテーション・ヒアリング	提案書に模型の掲載をしていなくても、2次審査時に模型を使用できると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです
69	7 (6)ア 参考図面4	第2庁舎平面図ですが、3階、4階、5階、7階以外のその他の階の平面図について配布頂けますでしょうか。	ご指摘の階については、新庁舎へ配置する部署がないため、平面図を公開する予定はありません。
70	7 (6)ア 参考図面4	参考図面4に、「中央防災センター3F 現状図」が含まれていますが、この機能は新庁舎に移転するものと考えてよろしいでしょうか。	基本計画4(13)新庁舎に配置する部署のとおり、防災危機管理課について中央防災センター内の防災危機管理課を配置することとしております。
71	7 (6)ア 参考図面4	参考図面4に、「ふるさと府中歴史館」各階平面図がありますが、この建物に含まれる機能のうち、新庁舎に移転するものをご教示ください。	府中市庁舎建設基本計画ではふるさと府中歴史館の展示機能や同館内にある宮町図書館の一部を移設することを掲げています。具体的な範囲については、定まっておらず、府中市庁舎建設基本計画における「4 府中らしい個性ある新庁舎の考え方」を踏まえ、ご提案ください。
72	7 (6)ア 参考図面4	「ふるさと府中歴史館」の、新庁舎に移転する機能以外は、新庁舎建設後もそのまま使用されると考えてよろしいでしょうか。	ふるさと府中歴史館は、第1次府中市公共施設マネジメント推進プランにおける検討の方向性として、「大規模改修を行った結果、当面は建物の使用が可能だが、老朽化の状況を踏まえ、処分を検討する。」としています。このため、新庁舎に移転するもの以外の扱いについては今後検討することとなります。
73	7 (6)ア 参考図面4	現状の本庁舎及び第二庁舎の機能構成がわかる面積表がありましたら提供いただけますでしょうか。	参考図面4を参照してください。
74	7 (6)ア 参考図面4	北第二庁舎に現在入っている庁舎機能は、新庁舎建設後は全て新庁舎に移転すると考えてよろしいでしょうか。	現在府中駅北第二庁舎に配置されている文化振興課、生涯学習スポーツ課、下水道課、環境政策課、地区整備課は新庁舎に配置することとなります。
75	7 (6)ア 配布参考図面	現在、西庁舎・東庁舎・北庁舎・北第二庁舎それぞれに勤務している職員数をご教示下さい。	追加資料1をご確認ください。人数内訳には再任用及び嘱託職員を含みます。また、臨時職員については変動があるため、追加資料には含みません。なお、新庁舎の規模の積算に係る内容については、基本計画のP26を参照して下さい。

No	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
76	7 (6)イ 閲覧参考図面	閲覧可能な期間、閲覧の申込みに必要なもの、などございましたらお示しください。	平成27年6月17日(水)午前11時まで、先着順で受付しています。電話で問合せ先までお申し込みください。なお、会社名、担当者、連絡先電話番号及び撮影した図面番号を記載していただくこととしています。
77	7 (6) ウ	平成27年2月作成されました基本計画において整備手法を検討された際、配置・ゾーニングなどの案を比較検討されているかと思いますが、ホームページ上に公開されておりません。検討案をご提示いただけますでしょうか。	建物の配置、ゾーニングについては検討しておりませんが、部署配置の基本的な考え方としては、基本計画で示したとおり、関連性の深い部署をできる限り近くに配置する、低層階に市民の利用頻度が高い窓口機能、相談機能及び情報提供機能を備えた部署を中心に配置するなどとしています。
78	7 (6) ウ	建設工事中、議会の開催を計画敷地外の場所で行う計画としてよろしいでしょうか。	市では建設工事中も計画敷地内で議会を開催できることが望ましいと考えています。
79	7 (6)	参考資料として、各部署の職員人数(男女別)がわかる資料があれば、提供していただけますか？	No75を参照して下さい。
80	7 (6)	参考資料として、繁忙期の一日あたり来庁者数がわかる資料を提供していただけますか？	繁忙期の来庁者数ではありませんが、2013年10月の1か月間の来庁者数は下記のとおりです。 東受付合計来庁者数 39,570人 西受付合計来庁者数 18,726人 北庁舎駐車場利用者数 9,770人
81	7 (6)	参考資料として、来庁者のうち、車で来る人・自転車で来る人・徒歩で来る人の内訳がわかる資料を提供していただけますか？	No80を参照して下さい。
様式			
82	「様式3-1」 参加申込書及び誓約書	参加申込書及び誓約書に記載の「添付書類」は適用のないものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
83	「様式3-1」 参加申込書及び誓約書	応募資格対象業務については募集要項(5)ウの実績確認資料の添付は不要と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
84	「様式3-1」 「様式5-1」	JVの場合、参加申込書及び誓約書については、代表構成員の住所・氏名とし、会社名はJV名称としてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
85	「様式5-2」	応募者の作品概要については2枚にまとめると考えてよろしいでしょうか。又、その場合、紙面の余白等の設定は任意と考えてよろしいでしょうか。	No30を参照してください。
86	「様式5-2」	イ項に応募者の作品概要(様式5-2)1部と記載されていますが、様式5-2により作品2点あげられる場合は、様式5-2が2部となることでよろしいですか。	No30を参照してください。
87	「様式5-3」	JVの場合応募者氏名は、1.(5)のウの総括責任者および同等と認められる者の連名としてよろしいでしょうか。従いまして、作品ならびに受賞履歴も同上者のものと考えてよろしいでしょうか。	JVの場合においても、総括責任者は1名とします。そのため、募集要項1(5)ク(イ)のとおり、連名による応募はできません。
88	「様式5-3」	契約書の写しは業務実績の契約書であることがわかる契約書の鑑ページの写しでよろしいでしょうか。	契約書の写し、雑誌等で応募要件が確認できる部分の写し、独立以前の勤務先等での実績を証明できるもの(自由書式)等がある場合は、様式5-3の添付書類として提出して下さい。
89	「様式5-3」 「様式5-4」	用途・構造・規模・立場の確認については契約書、設計概要書、確認済証、体制表、誓約書等の添付でよろしいでしょうか。	契約書の写し、雑誌等で応募要件が確認できる部分の写し、独立以前の勤務先等での実績を証明できるもの(自由書式)等がある場合は、様式5-3及び様式5-4の添付書類として提出して下さい。
90	「様式5-4」	・経験年数とは実務経験年数と考えてよろしいでしょうか。 ・記載上の注意として類似設計業務の実績とありますが条件 ・ランドスケープ、インテリア、音響、照明デザイン等 については設計時必要であれば届け出るということではよろしいでしょうか。	・経験年数は実務経験年数と考えてください ・市では、主要設計業務を応募資格等に掲げる延床面積8,000㎡以上の公共建築物に係る業務と想定しています。類似設計業務については明確な定義を設けておりませんので、各応募者において適切と考えるものを記載してください。 ・審査するうえでの評価の対象となりますので、受託した場合の設計チームの体制について記入してください。
91	「様式6」6 技術者及び有資格者数	各分野の技術者及び有資格者数において、応募者の所属事務所と協力事務所の人数を区別して記載する必要がありますでしょうか。また、その場合の記載方法について教えてください。	No60を参照して下さい。
92	「様式6」8 建築士賠償保険の加入	建築士賠償責任保険(ケンパイ)に加入しておりますが、同等とすることはできませんでしょうか？	建築士法第24条の9に係る設計等の業務に関し生じた損害を賠償するための保険の加入等について確認することを目的としています。なお、士会連合会、日事連、JIAによる保険については該当するものとして取り扱います。
参考図面			
93	「参考図面1」 「参考図面4」	各配布参考図面のCAD図を配布していただけますか？	参考図面1及び4について、質問の回答日(平成27年5月15日(金))から平成27年6月17日(水)午前11時まで、メール(chousya01@city.fuchu.tokyo.jp)でお申し込みいただいた方にデータを送付いたします。申込み及び形式などの詳細は、追加資料の様式7を参照して下さい。なお、ソフトの互換性等に係る文字化け等の不具合箇所については、参考図面1及び4のPDFを正として各自修正して下さい。
94	「参考図面1」 「参考図面4」	現庁舎等平面図・敷地図についてDXF・DWG等のデータ形式にていただくことは可能でしょうか？	No93を参照して下さい。
95	「参考図面1」	参考図1に示された敷地範囲以外に、仮庁舎の計画が可能な敷地はありませんか。	参考図面1に示された敷地範囲以外に、仮庁舎の計画が可能な敷地はありません。募集要項5(1)カ(ア)のとおり、計画敷地内で、仮設庁舎を使用、若しくは、仮設庁舎を使用しない建替え手法など、現在地での合理的な建替えの考え方について提案して下さい。
96	「参考図面1」	現場説明会にて、参考図面1の敷地図をいずれは整形にしたいとご説明を受けたのですが、本プロポーザルにおいては参考図面1の敷地範囲内の計画と考えて差し支えないでしょうか。	そのとおりです。
97	「参考図面1」 「参考図面3」	内表示の数値は高低差を示すものと考えてよろしいでしょうか。	図面各所に記載している四角枠内の数値が、地盤レベルの参考値です。また、KBMについては、南西角に設定しています。なお、本設計業務と並行し、敷地測量委託を行う予定としています。
98	「参考図面3」 現庁舎等配置図	敷地内、及び敷地周辺の地盤レベルについて教えて頂けないでしょうか。	No97を参照して下さい。
99	「参考図面3」 現庁舎等配置図	敷地内の既存樹木の位置づけについて、保存・移植など必要な樹木はございますか。	本プロポーザルにおいては、既存樹木の保存・移植等の対象がないものとし、基本計画4(7)イに記載しているとおり、環境との共生について考慮した、府中らしい庁舎の実現に向けた提案を求めます。
100	「参考図面3」 現庁舎等配置図	既存樹木配置図及び樹木リストを頂けないでしょうか。	現在の所、樹木リストはありません。なお、本設計業務と並行し、敷地測量委託において、既存樹木の調査を行う予定としています。

No	該当文書及び項目番号	質 問	回 答
101	「参考図面4」	現庁舎の各室面積に関する情報をいただくことは可能でしょうか？	各室面積表はありません。参考図面4よりご確認ください。
102	「参考図面4」 現庁舎等平面図（本庁舎）	既存各庁舎の階高及び1FL設定など高さ関係のわかる資料をご提示ください。	追加資料2を参照して下さい。
103	「参考図面4」 第2庁舎 基本計画P25 新庁舎に配置する部署	第2庁舎平面図で記載されている全ての機能を新庁舎に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	現在府中駅北第二庁舎に配置されている文化振興課、生涯学習スポーツ課、下水道課、環境政策課、地区整備課を新庁舎に配置することとなります。
104	「参考図面4」 中央防災センター 基本計画P25 新庁舎に配置する部署	基本計画P25新庁舎に配置する部署において、「防災危機管理課」の記載がありますが、当該部署の範囲は参考図面4中央防災センター3階平面図で示されている全ての諸室と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
105	「参考図面4」 ふるさと府中歴史館 基本計画P25 新庁舎に配置する部署	基本計画P25新庁舎に配置する部署において、「宮町図書館」の記載があります。参考図面4ふるさと歴史館の平面図で当該機能の範囲と面積をご教示ください。	No71を参照してください。
106	「参考図面4」 宮町図書館、ふるさと府中歴史館 基本計画P24 新庁舎に配置する部署	現場説明会にて、新庁舎には宮町図書館とふるさと府中歴史館の機能を一部取り入れたいとの説明がありましたが、現在の機能を一部移設するのか、現在の機能はすべて残し、機能を新庁舎に拡張するのかどちらでしょうか。また一部移設の場合は現在の展示物や図書をどの程度移設可能なのでしょうか。	No71を参照してください。
107	「参考図面4」現庁舎等平面図 (第2庁舎、防災センター、ふるさと府中歴史館)	参考図面に既存建物(第二庁舎、防災センター、ふるさと府中歴史館)の図面が添付されていますが、今回の新庁舎の建設にあたり、再編成を行う等ありましたらご教示下さい。	府中市庁舎建設基本計画に記載していますが、現在の庁舎に配置されていない部署で新庁舎に配置する部署としては、環境政策課、文化振興課、生涯学習スポーツ課、下水道課、地区整備課(以上第二庁舎)、防災危機管理課(防災センター)、ふるさと文化財課(ふるさと府中歴史館)を予定しています。また、ふるさと府中歴史館の展示機能や宮町図書館の一部を新庁舎に移設することとしています。(No71を参照して下さい。)
基本計画			
108	1(5)新庁舎の規模	新庁舎の延床面積30,000㎡に来庁者用駐車場面積を除くとありますが、公用車用駐車場、自転車駐車場の面積は含まれているのでしょうか。	公用車駐車場は含んでいますが、自転車駐車場は含んでいません。
109	1(5)新庁舎の規模	駐車場の規模については表記の通り、来庁者用駐車場117台、公用車用駐車場72台を、想定台数と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
110	3(3)イ 道路	「敷地拡張に伴い廃止が必要となる道路」とありますが、廃止の計画が決定している道路があればご教示下さい。	参考図面3:現庁舎等配置図中央の市道4-53号を廃止する予定です。
111	4(12)地域の交流及び発展への貢献	ふるさと府中歴史館の展示機能や宮町図書館の一部を新庁舎に移設とありますが、具体的には参考図面4のどの範囲が移設対象とお考えでしょうか。またその面積をご提示ください。	No71を参照してください。
112	4(12)地域の交流及び発展への貢献 イ	ふるさと府中歴史館の展示機能や同館内にある宮町図書館の一部を新庁舎に移設と明記されていますが、移設分の蔵書数、展示面積、展示内容等ありましたら、ご教示下さい。	No71を参照してください。
113	4(12)地域の交流及び発展への貢献 イ	新庁舎に移設する「ふるさと府中歴史館」の展示機能や「宮町図書館の一部」の規模想定があればご教示ください。	No71を参照してください。
114	4(12)地域の交流及び発展への貢献 イ	新庁舎に「ふるさと府中歴史館」や「宮町図書館の一部」が移設後は、現在の同建物はとりこわされるものと考えてよろしいでしょうか。	No72を参照してください。
115	4(13) 新庁舎に配置する部署	各課の人数構成を教えてください。	No75を参照してください。
116	4(13) 新庁舎に配置する部署	新市庁舎へ配置する各部署には想定する人数は御座いますでしょうか。	具体的にはありません。 なお、現在の職員数については、No75を参照してください。
117	4(13) 新庁舎に配置する部署	新庁舎に配置を予定している各課の想定人数をご教示ください。	No76を参照してください。
118	4(13) 新庁舎に配置する部署	新庁舎建設後、第二庁舎と新庁舎との連携は考えていますか、現第二庁舎の機能がそのまま新庁舎に移転するという考えでよろしいでしょうか。	第二庁舎は、第1次府中市公共施設マネジメント推進プランにおける検討の方向性として、「分散する庁舎機能が本庁舎に統合されることから、統合後の建物等については、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、様々な活用策を検討する。」としています。 このため、利用については今後検討することとなります。
119	4(14) 新庁舎の規模	新庁舎のレストランの記載がございませんが、想定するというでよろしいでしょうか。規模などございましたらお示しください。	4(12)イのとおり、市民が気軽に情報交換や交流を行える場となる、レストランやカフェなどの設置を検討することとしています。これを踏まえて、府中らしさが感じられる、交流を促進する場の創出を図る提案を求めます。
120	4(14) 新庁舎の規模	宮町図書館が含まれますが、図書館のどの機能を移転するのでしょうか。規模などお示しください。	No71を参照してください。
121	4(14) 新庁舎の規模	自治会やボランティア団体などの市民利用可能スペースや情報コーナー、特産品紹介コーナー、その他市民協働スペースなどは、表-1の固有面積に含まれると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
122	4(15) 駐車場及び自転車駐車場の規模	工事期間中に確保すべき駐車台数及び駐輪台数について教えてください。	No51を参照してください。
123	4(15) 駐車場及び自転車駐車場の規模	現在本庁舎敷地以外で確保されている来庁者用、職員用及び公用の駐車台数及び駐輪台数を教えてください。	No51を参照してください。
124	4(15) 駐車場及び自転車駐車場の規模	自転車駐車場の規模については表記の通り、来庁者用自転車駐車場301台、職員通勤用自転車駐車場384台、公用自転車駐車場70台。合計755台(バイク駐車場51台を含む)を想定台数と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
125	6(3) 事業スケジュール	敷地内における埋蔵文化財調査が済んでいる範囲及び未済の範囲について教えてください。	調査済の範囲については、市のホームページを参照してください。 (https://www.city.fuchu.tokyo.jp/gyosei/fuchusinogaiyo/bunkazai/Under_ground_map_of_Fuchu.html) また、東及び西庁舎の地下の部分は調査対象外としています。
委託特記事項			
126	1.4及び「基本計画」4(14)新庁舎の規模	延床面積約30,000㎡に含まれるプログラムは「基本計画」4(14)表1によるものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。